

柏崎市 小規模事業者経営支援補助金

定額補助
10万円
1事業者1回限り

補助対象者

以下の①～④全てに該当する方

① 市内の小規模事業者（従業員数20人以下）であること

※ フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、農業法人等、幅広く対象

② 右表の取組のいずれかを実施

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が、前年同月比で30%以上減少していること

④ 納期限の到来した市税を完納していること

※ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は除く

次のいずれかの取組	2020年1月24日以降、全従業員の雇用の継続
	感染症対策にかかる設備導入、広告宣伝または新規事業の立上げ
	市内事業者との取引等、地域経済循環の促進

(通常)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月
比較月	2019年同月

▲30%以上

(基準緩和)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月
比較月	次のいずれか ・売上減少月を含む、前3か月平均 ・2019年12月期 ・2019年10～12月の平均

▲30%以上

(基準緩和の対象者)

いずれかに該当する方

○ 業歴3か月以上1年1か月未満

○ 前年以降の店舗増加等によって、前年同月との比較が困難

申請期限

売上減少月の末日から3か月以内

(例) 売上減少月が4月の場合は、7月末日まで

申請方法

裏面のQ & A もご覧ください。

様式データはこちら



(柏崎市ホームページ)

step1

申請準備

- ・上記①～④を確認
(「売上減少月」を決める)
- ・書類作成、準備

step2

書類提出

- ・添付書類は裏面をご覧ください
- ・感染防止のため、郵送で提出してください

市の審査完了後、

7日以内に
口座振込

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2334

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市中央町5-50

柏崎市商業観光課



かしわざき

Q&A

審査や補助金交付を速やかに行うため、本チラシの両面をご覧ください、申請書類に不備等がないよう、皆様のご協力をお願いします。

申請手続きに関すること

Q：申請に必要な書類は何ですか？

A：以下の表のとおり、様式1枚と添付書類①～③を提出してください。

	通常の基準の方	基準緩和の方① (2019年12月または10～12月平均と比較する場合)	基準緩和の方② (売上減少月を含む3か月平均と比較する場合)
様式	第1号様式(その1) 交付申請書兼実績報告書	第1号様式(その2) 交付申請書兼実績報告書	同左
添付①	売上減少月の事業収入額を記した帳簿等の写し	同左	売上減少月を含む、前3月の事業収入額を記した帳簿等の写し
添付②	2019年確定申告書類の控え(写)	同左	同左
添付③	通帳の写し	同左	同左

※ 通常基準の方と基準緩和の方で、様式が異なります。(その1、その2)

※ 添付書類①・②について、売上減の確認に用いる金額の欄に、下線(色は任意)を引いてください。

審査・補助金交付を速やかに進めるため、可能な範囲でご協力をお願いします。

(下線が引かれていないことにより、補助金を交付することができなくなるものではありません。)

Q：申請受付の開始はいつですか？

A：4月27日(月)から受付可能です。郵送での提出をお願いします。

Q：補助金はいつごろ振り込まれますか？

A：申請内容の審査完了後、7日以内に振り込みます。なお、審査期間は、申請件数・書類不備の有無等で前後します。

Q：PCを所有していないため、申請様式のダウンロードができません。

A：市商業観光課にご連絡ください。(別途、様式を郵送します。)

売上の要件に関すること

Q：3月の売上が前年比▲30%でしたが、申請期限である3か月以内(6月末)に申請できませんでした。どうしたら良いのでしょうか？

A：3月以外の月(4～12月のいずれか)を「売上減少月」として選択して、申請してください。

Q：3月や4月の売上減では該当になりませんが、今後の売上が心配です。いつ申請できますか？

A：売上が減少した段階で、その月を「売上減少月」として選択し、申請することができます。

Q：まだ開業したばかりで、3か月間の平均売上が出せません。補助を受けられないのでしょうか？

A：開業後3か月以上が経過してから、平均売上額を計算し、条件を満たせば、その段階で申請可能です。

Q：感染者が市内で確認される前に生じた売上減ですが、問題ないのでしょうか？

A：問題ありません。(申請可能です。)

その他

Q：「従業員数20人以下」とありますが、パート職員など非正規の従業員も含まれますか？

A：非正規の従業員も含まれます。

Q：感染症対策のための新たな事業とは、どのようなものなのでしょうか？

A：配達サービス、テイクアウト販売、弁当販売、インターネットを介したサービス等が考えられます。